

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成26年3月25日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 イオンタウン株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン釜石 釜石市港町二丁目1番1号
- (3) 変更した事項
  - ア 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 平成25年11月12日ほか
- (5) 変更の理由 店舗名称、住居表示及び小売業者の確定のため

2 届出年月日 平成26年3月5日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び釜石市役所